

軽四輪自動車賃貸借（メンテナンスリース）契約書

契約担当者 大分市長 足立 信也（以下「賃借人」という。）と
（以下「賃貸人」という。）とは、次の
条項により、軽四輪自動車の賃貸借契約を締結する。

[共通事項]

（総則）

第1条 この契約書は、軽四輪自動車（装備品及び付属品を含む。以下「車両」という。）の賃貸借契約に共通する事項を定めるものとする。

（契約の目的）

第2条 この契約は、賃借人が以下に定めるところにより車両を賃貸人から賃借し、これを常時正常な状態で使用できるよう賃貸人が仕様書に定めるところにより点検、整備等を行い、もって車両の適正な運行を図ることを目的とする。
2 前項の車両の自動車検査登録における所有者を賃貸人とし、使用者を賃借人とし、使用の本拠の位置を賃借人の指定する場所とする。

（賃貸借期間）

第3条 車両の賃貸借期間は、5年間とする。

（契約保証金）

第4条

（賃貸借料の支払方法）

第5条 賃貸借料は、月ごとに支払うものとし、賃借人は、車両の賃貸借が行われた月の末日が経過した後、賃貸人の提出する適正な請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を賃貸人に支払うものとする。

（車両の引渡し）

第6条 賃貸人は、車両を賃借人の指定する受渡場所及び日時において引き渡さなければならない。
2 賃貸人は、前項の規定による引渡しの前に、その負担において当該車両に係る自動車取得税及び自動車重量税の完納、自動車検査登録、自動車損害賠償責任保険への加入その他車両の運行に必要な一切の手続きを完了させなければならない。
3 当該車両の引渡しに要する一切の費用は、賃貸人の負担とする。

（権利義務の譲渡等）

第7条 賃貸人は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による賃借人の承諾を受けた場合は、この限りでない。

- 2 賃借人は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による賃貸人の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(車両の使用、保管)

第8条 賃借人は、その引渡しを受けた車両につき善良な管理者の注意をもってこれを使用し、保管しなければならない。

- 2 賃借人は、車両を第三者に使用させてはならない。ただし、賃貸人は、賃借人が定める基準により車両を市民に貸し出し、及び車両に公告を掲載させることに同意するものとする。
- 3 賃借人は、賃貸人が車両の使用及び保管状況を確認するため車両の保管場所への立入り、説明、資料の提供等を求めた場合は、これに応じなければならない。

(事故報告等)

第9条 賃借人は、車両の使用に当たり事故(人身事故を含む。)を生じさせたときは、速やかにその旨賃貸人に報告するものとする。

- 2 賃借人は、事故により損傷させた車両の修理を行う場合は、賃貸人の承諾を得た上で行うものとする。

(賠償責任)

第10条 賃借人は、車両の使用に関し第三者に損害を与え、又は第三者との間で紛争が生じた場合は、責任をもって当該損害を賠償し、又は紛争の解決を図るものとする。この場合において、賃借人は、自動車損害賠償責任保険の適用が必要と認めるときは、賃貸人と協議するものとする。

- 2 賃借人が前項の規定により損害を賠償する場合において、当該賠償金額が自動車損害賠償責任保険及び任意自動車保険契約により補填される保険金額を超えるときは、当該損害賠償金の不足分については、賃借人が負担するものとする。

(経費の負担)

第11条 車両の維持管理に要する経費(車両に係る軽自動車税その他の公租公課並びに車両の継続検査、法定点検その他の点検整備及び消耗品の交換若しくは補充に係る経費をいう。)は、賃貸人の負担とする。ただし、燃料及び任意自動車保険料は、賃借人の負担とする。

- 2 賃貸人は、車両の継続検査、法定点検その他の点検整備等を実施する場合は、あらかじめ賃借人と協議の上、当該車両に代わる車両(以下「代車」という。)を定め、賃貸人の負担により当該代車を賃借人に引き渡さなくてはならない。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由により当該車両の損害を修繕するとき又は賃借人が代車を必要としない旨賃貸人に通知したときは、この限りでない。
- 3 賃借人の責めに帰すべき事由による当該車両の損害の修繕に要する費用は、賃借人の負担とする。ただし、当該損害が著しく、当該車両の修繕に過分の費用を要する場合の処理方法については、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。
- 4 賃借人は、賃貸人の承諾を得た上で、賃借人の負担により、車両の改造(規格、装備品、付属品その他の仕様を変更することをいう。以下同じ。)を行うことがで

きる。

- 5 車両に係る経費の負担が前4項により難しい場合は、その都度、賃借人と賃貸人とが協議してこれを定めるものとする。

(車両の返還)

第12条 賃借人は、賃貸借期間が満了したときは、速やかに当該車両を賃貸人に返還するものとする。この場合において、賃借人が車両の改造を行ったときは、原状に回復しなければならない。

- 2 賃貸人は、車両の返還を受けたときは、速やかに、賃貸人の負担において車両に表示された文字、記号、図等を抹消しなければならない。
- 3 車両に通常の使用による損耗以上の損傷、改造等による価値の減少があった場合は、賃借人は、その損害を賃貸人に賠償する。
- 4 車両の返還は、賃借人と賃貸人とが協議して受渡場所及び日時を定めて行うものとする。

(契約の解除)

第13条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれか該当するときは、この契約に基づいて締結する車両ごとの賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 当該車両の所有権名義を賃借人に通知することなく第三者に移転したとき。
- (2) 前号の他その責めに帰すべき事由によりこの契約に違反したとき。
- (3) 前2号に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (4) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時賃貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ この契約に関し、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と当該契約を締結したと認められるとき。

ト この契約に関し、賃貸人が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

- 2 賃貸人は、賃借人の責めに帰すべき事由により賃借人がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。
- 3 第12条の規定は、引渡済みの車両に係る契約を解除した場合において準用する。

（違約金）

第14条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、車両ごとの賃貸借料（月額）に、賃貸借期間の月数の合計を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は、賃貸人の責に帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第15条 この契約及びこの契約に基づいて締結する車両ごとの賃貸借契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合、賃借人は、契約を変更又は解除することができるものとする。この場合において、賃貸人に損害が発生しても賃借人は賠償の責めを負わない。

（談合その他の不正行為に対する賃借人の解除権）

第16条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条若しくは第19条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）又は第20条の2から第20条の6の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命

令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体(以下「賃貸人等」という。)に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものをいい、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、賃貸人(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

(賠償の予約)

- 第17条 賃貸人は、前条各号(同項第4号による刑法第198条による刑が確定したときを除く。)のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による賃貸借料(月額)に、賃貸借期間の月数の合計を乗じて得た金額の100分の20に相当する額を賃借人が指定する期間内に支払わなければならない。賃貸借期間が完了した後も同様とする。
- 2 前項の規定は、賃借人に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 3 賃貸人が賠償金を第1項の規定により賃借人が指定する期間内に支払わないときは、賃借人は、その支払わない額に、賃借人の指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間についてその日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣の決定する率」という。)を乗じて計算した額の利息を付した額を賃貸人から徴収する。

(秘密の保持)

- 第18条 賃借人及び賃貸人は、本契約の履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約の履行に当たる賃貸人の使用人も同様の義務を負い、この違反について賃貸人はその責を免れない。

(遅延利息の徴収)

- 第19条 賃貸人の責めに帰すべき事由により、賃貸人がこの契約に基づく賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、賃借人は、その支払わない額にその

期限の翌日から支払いの日までの期間についてその日数に応じ、財務大臣の決定する率を乗じて計算した遅延利息を徴収する。

- 2 賃借人の責めに帰すべき事由により、賃借人がこの契約書に基づく第5条の規定による貸借料又は賠償金を指定の期間内に支払わないときは、貸人は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日までの期間についてその日数に応じ、財務大臣の決定する率を乗じて計算した遅延利息を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第20条 貸人がこの契約書に基づく賠償金又は違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃借人は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、賃借人の支払うべき貸借料とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(紛争の解決)

第21条 この契約書の各条項において賃借人と貸人とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、賃借人が定めたものに貸人が不服があるときその他契約に関して賃借人と貸人との間に紛争が生じたときは、賃借人及び貸人は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、賃借人と貸人とが協議して特別の定めをした場合を除き、調停人の選任に係るものは賃借人と貸人とで折半し、その他のものは賃借人と貸人とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、賃借人又は貸人は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の賃借人と貸人との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事訴訟法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(相 殺)

第22条 賃借人は、貸人に対して有する金銭債権があるときは、貸人が賃借人に対して有する保証金返済請求権、請負代金請求権その他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、貸人は、賃借人の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は賃借人が指定する。

(補 則)

第23条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、大分市契約事務規則(昭和39年大分市規則第12号)に定めるところによる。

(協 議)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて賃借人と貸人とが協議して定める。

[個別契約の表示]

上記共通事項に定めたところに基づき、車両ごとに締結した貸借契約に係る車

種、賃貸借料、賃貸借期間、所管部署、使用の本拠の位置等は、別表のとおりとする。

この契約の証として本契約書2通を作成し、当事者が記名押印の上各自1通を保持する。

令和 年 月 日

賃借人 大分市荷揚町2番31号

大分市長 足立 信也

賃貸人